平成２２年（フ）第４号
栃木県栃木市錦町８番12号
債務者　伊澤　文夫
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福永　峰和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第５号
栃木県栃木市錦町８番12号
債務者　伊澤　久江
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福永　峰和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第７７５号
さいたま市岩槻区並木１丁目13番８号
債務者　臼井　佳代（旧姓永田）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松苗　弘幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２４８号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津1515―21、住民票上の住所佐賀県唐津市鏡1292番地３
債務者　田中　真吾
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永尾　竹則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４１号
佐賀県佐賀市大和町大字久池井336番地14
債務者　小副川　聰
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　律雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第６号
函館市桔梗町378番地２
債務者　伊川　要三
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１１号
函館市中島町35番28号
債務者　佐藤　宏治
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１２号
函館市中島町35番28号
債務者　佐藤　衣江（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第６５３号
静岡県浜松市南区安松町22番地の21　東棟、前住所静岡県藤枝市青木３丁目12番６号　ハイコーポ池谷201
債務者　大和　竜史
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４９号
青森県八戸市諏訪３丁目７番１号
債務者　駒木壯知士
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第９０号
青森県八戸市諏訪２丁目５番16号
債務者　梅本　修司
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１８９号
青森県八戸市下長２丁目２番12号　サクラコーポ幸３、前住所青森県八戸市下長３丁目10番10号　河原木ハイツ２Ｆ　２
債務者　坂上　美香
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３１２号
青森県八戸市大字新井田字長塚森22番地４　友栄荘202号
債務者　上野　藤雄
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３１３号
青森県八戸市大字新井田字長塚森22番地４　友栄荘202号
債務者　上野　裕子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３５８号
青森県八戸市吹上５丁目４番107号　かわと荘７号室
債務者　月岡ひろ恵（旧姓関下）
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１号
青森県八戸市根城４丁目18番16号
債務者　中舘　祐哉
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３０６５号
名古屋市天白区植田東１丁目307番地　トゥインクルＫ　Ａ棟201号
債務者　ＯｎｅＳｔｅｐこと　福井　勝吉
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部